

東御市国民保護協議会 次第

日時 令和 7 年 2 月 1 4 日（金）

午前 1 1 時

場所 市役所本館 2 階 全員協議会室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 東御市国民保護協議会について

4 議 事

（１）東御市国民保護計画の変更について

事前配布の新旧対照表

資料 1、2

（P4～P24）

5 その他

6 閉 会

東御市国民保護協議会委員名簿

任期：令和7年2月1日から令和9年1月31日まで

区分	機関名・役職名等	氏名
会長	市長	花岡 利夫
1号（指定地方行政機関）	長野地方気象台長	池田 秋央
2号（自衛隊）	陸上自衛隊第13普通科連隊第2中隊長	鈴木 正人
3号（長野県）	上田地域振興局長	柳沢 由里
	上田建設事務所長	中島 俊一
	上田保健福祉事務所長	加藤 浩康
	上田警察署長	柏木 隆
4号（副市長）	副市長	田丸 基廣
5号 （教育長及び消防吏員）	教育長	山口 千春
	上田地域広域連合消防本部 東御消防署長	檜原 美智彦
6号（東御市）	総務部長	山田 正仁
	企画振興部長	井上 祐一
	市民生活部長	小松 信子
	健康福祉部長	寺田 嘉彦
	産業経済部長	小林 幸司
	都市整備部長	山邊 修
	教育次長	深井 芳信
	議会事務局長・監査委員事務局長	織田 秀雄
	市民病院事務長	井出 政之
7号 （指定公共機関・ 指定地方公共機関）	しなの鉄道(株)上田駅長	三浦 靖弘
	上小トラック協会長	浅川 健司
	長野都市ガス（株） 東信支店長	下田 敏之
	東日本高速道路（株）関東支社 長野管理事務所長	岸田 正博
	中部電力パワーグリッド株式会社 上田支社 副支社長	依田 裕之
	東日本電信電話（株） 長野支店災害対策室長	石田 有宏
	東御郵便局長	林 光宏
8号 （知識又は経験を有する 者）	東御市消防団長	丸山 貴弘
	東御市消防委員長	土屋 忠寿
	東御市社会福祉協議会 副会長	堀川 竹子
	東御市赤十字奉仕団 副委員長	土屋 加奈江
	東御市建設業協会 副会長	竹内 広幸

○東御市国民保護協議会条例

平成18年 3 月29日

条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第 8 項の規定により、東御市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

(幹事)

第 6 条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

（東御市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

- 2 東御市特別職の職員等の給与に関する条例（平成16年東御市条例第45号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略